

総合評価落札方式に関するQ & A

(H28.4)

質 問	回 答
市内業者施工予定調書（様式第7号）について	
(1)	<p>市内業者施工予定調書に記入する「全体工事費に対する割合」は、積算した<u>直接工事費についての割合について記載</u>して下さい。調書中、“全体工事費”の記載については、“直接工事費全体”に読み替えて下さい。</p> <p>また、「施工予定割合」につきましては、全体工事費（直接工事費全体）に対する割合の内訳を記載して下さい。</p>
(2)	<p>入札制度改革説明会（平成27年4月25日開催）資料における、記載例<土木関係>では“安全費”としての項目があるため、公告の様式に安全費の項目を追加して良いか？</p> <p>項目を追加せず、公告に示した項目で記入をして下さい。記載方法については（1）の方法によります。</p>
(3)	<p>資材調達に係る経費について、購入先が市外業者であれば、市外下請業者の金額分として算出しなければならないのか。</p> <p>本調書は、施工する業者の市内外施工割合について記載するため、資材購入契約先ではなく、施工業者の所在地により算出してください。</p> <p>ただし、市外業者と下請契約をし、当該業者に資材調達を含めて下請契約をした場合は、市外下請契約分として算出して下さい。</p>
【公告別紙】 価格以外の評価点及び算定方法について	
(4)	<p>価格以外の評価点及び算定方法中、工事实績及び技術者実績の評価項目において、「工事成績評定を実施していない工事は合格通知をもって実績とする。」とあるが、どのような扱いになるか。</p> <p>入札制度改革説明会（平成24年2月22日開催）における説明のとおり、工事成績評定が不明なものは、検査に合格したものとみなし、65点として扱います。</p>